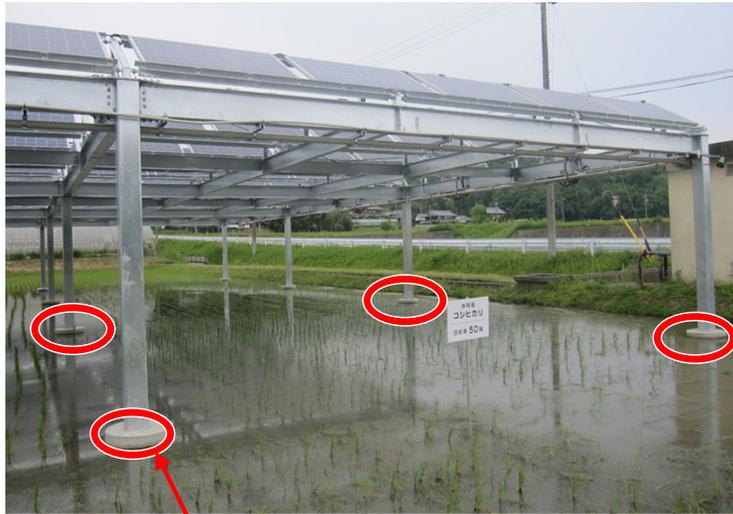


営農型太陽光発電の現状と課題

- 営農型太陽光発電は、**農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネル**を設置し、農業生産と発電を両立する仕組み（農地の**一時転用許可**が必要）
- 営農型太陽光発電のうち**約2割**が太陽光パネルの**下部農地での営農に支障**が発生

営農型太陽光発電のイメージ

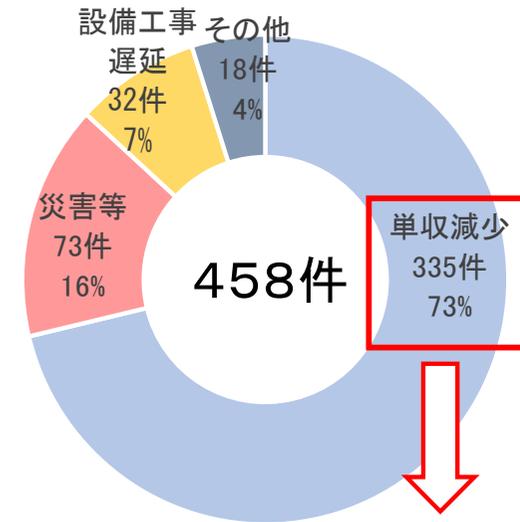


支柱の基礎部分が、一時転用許可の対象

下部農地での営農への支障の割合

営農型太陽光発電設備数 (R2年度末)	2,535件
うち支障あり	458件
割合	18%

資料：農林水産省農村振興局農村計画課調べ



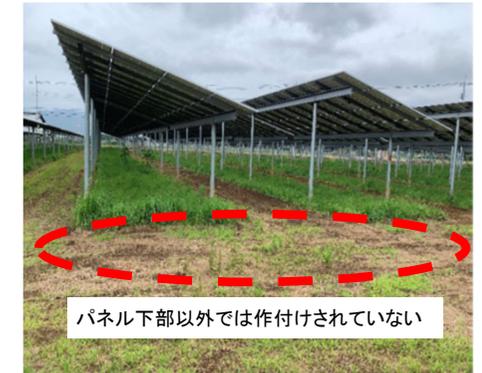
単収減少のうち**5割超**は地域単収の**0~20%未満**

不適切な営農型太陽光発電の事例

【事例①】



【事例②】



一時転用許可実績〔新規許可のフロー〕

※更新分を含む

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
新規許可件数	102件	351件	395件	404件	318件	474件	651件	779件	3,474件
下部農地の面積	17.6ha	54.7ha	84.9ha	159.3ha	79.2ha	149.6ha	182.6ha	144.8ha	872.7ha

資料：農林水産省農村振興局農村計画課調べ

営農型太陽光発電に係る許可要件

- 一時転用許可要件の詳細は農村振興局長通知で規定
- 地域の平均的な単収と比較して単収が大幅に減少している場合に農業委員会等が指導しているが、現場からは「通知に基づく運用では限界がある」等の声が存在

営農型太陽光発電の転用許可要件

農地法

都道府県知事等は、太陽光発電設備を設置しようとするときに、次の転用許可要件を確認し、いずれかに該当する場合は不許可

- 転用の確実性が認められない場合（他法令の許認可の見込みがない等）
- 周辺農地への営農条件に支障を生ずると認められる場合
- 一時転用後に農地への原状回復が確実と認められない場合 等



農村振興局長通知

都道府県知事等は、以下の観点から、周辺農地への営農条件に支障を生じないこと等を確認

- 一時転用期間が原則3年（担い手が営農する場合は10年）
- 営農の適切な継続が行われること

営農の適切な継続とは

- 営農が行われていること
- 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	荒廃農地を再生利用した場合 (令和3年3月31日改正)
基準	同年の地域の平均的な単収と比較して おおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること (農地の遊休化、捨作りをしない)

- 下部の農地に係る農作物の生産状況を毎年報告
- 支柱の高さは最低地上高おおむね2メートル以上を確保 等

自治体からの主な要望等

- ・ 収量が下回った場合具体的にどのような改善指導や是正指導を実施していくことが適切か。参考になる事例が少ないことから許可後の対応に係る具体的なガイドラインが欲しい。
- ・ 営農型発電設備の更新の不許可処分を想定した場合、通知に基づく運用では限界があり、処分取消訴訟に耐えられないと思われる。
- ・ 現行ではパネル下部の農地についてのみ収量報告等の対象となっているが、パネル下部のみ管理してそれ以外の農地部分を適正に管理しない事業者が出て来ている。「農地全面を効率的に使用して営農されること」等が担保される仕組みが必要ではないか。